

レンタル約款

第1条. レンタル約款

1. レンタル約款（以下「本約款」という）は、株式会社テリロジーサービスウェア（以下「当社」という）が提供するレンタル端末の契約内容またはその申込方法等を定めます。またレンタルサービスを受ける者（以下「契約者」）は、各条項に合意のうえにご利用頂くこととします。
2. 本約款に定める内容と、当社と契約者が個別に合意した内容とに相違ある場合には、個別の合意が優先して適用されるものとします。

第2条. レンタルサービスについて

当社は契約者に対して、当社が用意するレンタル端末を、別途定める契約期間及び契約料金に基づき、有償で貸し出すサービスとなります。

第3条. レンタル提供料金及び提供範囲

レンタル端末をご利用にあたっての提供料金等については、各レンタル端末の約款別紙に記載いたします。

なお当社から契約者へのレンタル端末の提供範囲は、日本国内のみとします。また契約者はレンタル端末を第三者へ、再度レンタルすることは不可とします。

第4条. レンタル端末の補償について

レンタル端末の補償範囲及び補償範囲外は、以下とします。

補償の利用にあたってのご留意事項等は、各レンタル端末の約款別紙に記載致します。

◆補償範囲
・ 破損、故障、水濡れ、全損
◆補償範囲外
・ 盗難、紛失、当社へ本体が返却できない事故
・ 不正行為（第三者による不正行為を含む）によって生じた損害
・ 修理、清掃、分解、解体、改造などで起こった損害
・ 故意もしくは重大な過失や法令違反から生じた損害
・ 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

第5条. レンタル期間

レンタル端末の最低契約期間は、利用開始日の属する月から起算して 12 ヶ月間とします。また、最低契約期間の契約満了月前月の 25 日（25 日が当社休業日の場合は翌営業日）までに、契約者から当社に対しレンタル契約を更新しない旨の書面または電磁的方法による通知がないときは、さらに 1 ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

第6条. 料金支払方法

1. 契約者は当社所定の方法で当社の指定する期日までに利用料金を支払うものとします。
2. 支払にかかる手数料は契約者の負担とします。
3. 契約者が、利用料金その他の利用契約等に基づく債務を当社の指定する期日が過ぎてもなお支払わない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として支払うものとします。

第7条. 申込み

1. レンタル契約の申込は、当社が公開しているウェブサイト（以下「本ウェブサイト」という）または当社所定の申込書その他当社が別途定める方法により申し込むものとします。
2. 当社は、申込者が申込前に本約款の内容を確認し、申込を行うに際しては本約款の内容を承諾したものとみなします。したがって本サービスの利用に際しては、本約款が適用されるものとし、契約者は、本約款の内容を承諾していないことを主張して、その適用を拒否することはできません。

第8条. 利用契約の成立要件

利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。

- (1) 申込情報の到達 申込の情報が当社に到達すること
- (2) 料金全額の支払 申込者が、当社が個別に定める料金の全部を当社に支払うこと
- (3) 承諾の意思表示 当社が、申込者に対して承諾の意思表示を行うこと

第9条. 引渡し

1. 当社は、契約成立後、レンタル端末を当社と契約者の間で取り交わした国内の指定場所（以下「指定送付先」という）に送付することにより、レンタル端末の引渡しを行うものとします。
2. 契約者は、上記1の引渡しに支障を来さないよう指定送付先における、レンタル端末受入準備を完了することとします。
3. 契約者は、上記1の引渡しを受けた場合、レンタル端末を点検し、何らかの瑕疵を発見した場合は、受領日から5営業日以内に当社に通知するものとします。当社は契約者から通知を受けてから速やかに当社所定の代替用のレンタル端末（以下「代替機」という）を契約者に送付するものとします。ただしこの場合、当社は、レンタル端末利用不能期間中の利用料金の減免など一切の損害賠償責任を負いません。なお、本項の適用に伴う、レンタル端末の取替えについては補償利用回数には数えないものとします。
4. 契約者が、引き渡し後5営業日以内において何らの通知も当社へしなかった場合、本件レンタル端末は引渡日において何らの瑕疵なく完全な状態で引き渡されたものとします。

第10条. レンタル端末の管理

1. 契約者は、第9条1に定める引渡しを受けたレンタル端末を、引渡日からレンタル期間内において、当社の指示に従い使用するものとします。
2. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって、レンタル端末を使用管理するものとし、レンタル端末の改造分解、並びにSIMカードが予め添付されているレンタル端末のSIMカードを他の携帯電話等の機器への差し替えを行わず、またSIMカードが予め添付されているレンタル端末へ、そのレンタル端末用のSIMカード以外の、通信用のSIMカード等を差し替えないものとします。併せて第三者に無断で使用されないよう、契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。
3. 契約者は、レンタル端末に添付された調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
4. 第三者による不正行為によるレンタル端末の利用であっても、全て契約者によって行われたものとみなし、それに伴う契約者が受けた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。なお不正行為とは以下に掲げる内容を指します。
 - (A) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (B) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (C) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
 - (D) 本紙に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (E) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (F) 法令に違反する若しくは違反のおそれのある行為、公序良俗に違反し若しくは違反のおそれのある行為又は第三者に不利益を与える行為
 - (G) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為

(H) 本サービスの利用を第三者に再許諾する行為

(I) 本サービスに使用されるソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル若しくは逆アセンブル等の解析行為を行い又はその内容を変更し若しくは二次的著作物を作成する行為

(J) 本サービス又は接続しているサーバ若しくはネットワークを妨害したり混乱させたりする行為

(K) レンタル端末を不正に使用又は使用させる行為

(L) レンタル端末を、主に以下の用途のために使用する行為

ア 武器又はその他の軍事・国防設備にかかる業務

イ 原子力施設を制御等する機器の動作にかかる業務

ウ 人体に装着する機器等の動作又はその他人体に対する直接の医療行為を前提とした業務

エ その他上記に類する業務

(M) 本別紙に違反する行為

(N) その他当社が合理的理由に基づいて不適切又は不適当と判断する行為

第11条. 免責

1. 当社は、以下の事由により契約者または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

- ・電気通信事業者またはその他の事業者の設備の故障・通信環境等により、契約者がレンタル端末を適切に利用することができなくなること。

- ・レンタルサービスの変更、中断、廃止などによりレンタルサービスを利用できなくなること。

- ・端末のOS並びにレンタル端末納品時にインストール済みのアプリケーションのバージョンアップの実施又は未実施

- ・故障以外に当社が必要と判断し、レンタル端末の交換を行ったことで発生しうる、いかなる損害

また契約者による本件レンタル端末の使用または管理に起因して発生した、いかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者が自らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとします。

2. 当社が契約者に損害賠償責任を負う場合は、どのような場合でも、直接かつ現実に発生した損害に限り、その賠償額の上限は対象となるレンタル端末の1年間のレンタル料金相当額とします。

第12条. レンタル契約の解約

1. 契約者は、第5条第1項に定める最低契約期間の満了後、解約申請書を解約希望月の前月25日までに提出し、レンタル端末を解約希望月翌月末日（末日が当社休業日の場合は翌営業日）当社へ返却して、レンタル契約の解約を行うことができます。

2. レンタル契約の終了時点で存在する一切の債務については、レンタル契約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第13条. レンタル契約の解除

1. 契約者が次の(A)から(F)の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、レンタル契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(A) 契約者の財産につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき

(B) 支払不能若しくは支払停止に陥り、または破産、民事再生、会社更生、または特別清算の申立てがあったとき

(C) 営業の廃止若しくは変更、または合併によらない解散の決議をしたとき

(D) 振出しまたは裏書した手形、または小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき

(E) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき

1. 「個人情報」とは、当社が運営・管理するサイトおよび申込書等を通じて契約者からご提供いただく氏名その他 名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等、契約者もしくは申込者個人を識別できる情報を意味します。
2. 当社は、本サービスの遂行およびこれに付随する必要な事項を遂行する次の各号に規定する（これらは例示であり、これらに限定されない）目的（以下「利用目的」という）のためにのみ契約者の個人情報を利用します。
 - (1) 利用料金を請求する目的
 - (2) 当社及び当社グループ（連結及び持分連結対象会社）が提供する他のサービスを紹介する目的
 - (3) サービスの改善・品質向上の目的
3. 当社は、業務上必要な場合、および、以下の各号に該当する場合、契約者または申込者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 契約者の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、契約者の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、契約者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
 - (5) 第三者に委託している、顧客管理システムの開発・保守を遂行する目的

第18条. 譲渡及び承継の禁止

契約者は、レンタル契約上の地位及びレンタル端末につき、譲渡、転貸、承継、質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第19条. 反社会的勢力の排除

1. 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはその関係者等またはその他の反社会的勢力その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、ならびに次の各号の一に該当しないことを表明および保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明および保証します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営または運営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力または関係者を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持もしくは運営に協力し、または関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員等（自己の取締役、監査役、執行役、執行役員、顧問、相談役およびその他実質的に自己の経営もしくは運営を支配し、または自己の経営もしくは運営に関与している者ならびに本利用契約に基づく取引において自己を代理または媒介する者を含み、以下同様とする）が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 暴力的な要求行為、暴力を用いる行為その他暴力的または威圧的な行為もしくは詐術。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をする行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 契約者（契約者の役員等を含む）に第1項の各号の一に違反すると疑われる合理的な事情がある場合、当社は、当該違反の有無につき、契約者の調査を行うことができ、契約者はこれに協力しなければなりません。また、契約者は、自ら

が、第1項の各号の一に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合、当社に対し、直ちにその旨を通知しなければなりません。

4. 契約者が、第1項各号もしくは次の各号の一に該当し、または第2項各号もしくは前項の一に違反した場合、当社は、契約者の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要することなく、直ちに本利用契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 反社会的勢力との間で、法令上の義務がないにもかかわらず、反社会的勢力の活動を助長または運営に資することとなる何らかの関係を有しているとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）および同施行規則等、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）ならびに暴力団排除に関する条例のいずれか一つにでも違反したとき。

5. 当社は、前項に基づく解除により契約者が被った損害につき、一切の義務および責任を負いません。

第20条. 本約款の改訂

1. 当社は、契約者へ事前通知することにより本約款及び本約款に関連する約款別紙の変更および改定ができるものとします。
2. 当社は、変更および改定された約款の内容を、本ウェブサイトへの掲載等、適当な方法で契約者に知らせます。変更後の約款は、本ウェブサイトへの掲載した時、または当社から契約者への変更した旨の通知を発信した時のいずれか早い時に効力が生じます。

第21条. 本サービスの利用に関する規則の新設

1. 当社は、本サービスの利用に際して契約者が遵守すべき事項を明らかにするために、この本約款とは別に予告なく本サービスの利用に関する規則（以下「規則」という）を定める場合があります。規則の内容は、当社が本ウェブサイトへの掲載等、適当な方法で契約者に知らせます。
2. 当社は、規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社が本ウェブサイトへの掲載等、適当な方法で契約者に知らせます。
3. 契約者は、本約款のほか、本条に基づいて当社が定める規則についても遵守しなければなりません。
4. 規則の内容と、本約款の内容が矛盾するときは、規則の内容を優先します。

第22条. 裁判管轄権

利用契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第23条. 紛争の解決のための努力

利用契約にもとづく権利または法律関係について紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

附則

1. このレンタル約款は2025年4月1日に制定され、即日実施されました。

以上